

支援のありようで 利用者が変わる

● 施設訪問コンサルテーション事例集 ●

●表紙 絵●

池崎 凌一

(社会福祉法人豊中愛和会 多機能型事業所あすなろ 就労移行支援)

支援のありようで利用者が変わる

● 施設訪問コンサルテーション事例集 ●

目次

「施設訪問コンサルテーション事業」について 5

I 施設訪問コンサルテーション事業実施事業所座談会

「支援のありようで利用者が変わる」..... 7

II 施設訪問コンサルテーション事例..... 17

事例1 (障害者支援施設/生活介護) 18

ケース 1-1 フロアの構造化 18

事例2 (多機能型) 22

ケース 2-1 自傷・他傷あり、作業の参加不安定 >>> スケジュールを見直しカード導入 22

ケース 2-2 外出不安 >>> スケジュールの提示と変更の工夫 24

事例3 (生活介護) 27

ケース 3-1 実施課題計画書を使い、PLAN-DO-SEE 27

ケース 3-2 PLAN-DO-SEE の練習 28

ケース 3-3 他害への対処 >>> アセスメントが重要 29

事例4 (障害者支援施設/生活介護) 31

ケース 4-1 こだわりから利用者間でトラブル >>> スケジュールの見直し 31

ケース 4-2 することのない時間が多い >>> エリアを分離、カードとタイマーを活用 32

事例5 (障害者支援施設/生活介護) 34

ケース 5-1 衝動性が高くパニック >>> 本人評価から自立課題を用いたワークシステム導入 34

ケース 5-2 干渉・促しを嫌い奇声、自傷、粗暴 >>> ワークシステム導入とエリアの分離 37

事例6 (障害者支援施設/生活介護) 40

ケース 6-1 こだわりの行動がパターン化 >>> 本人評価し、作業とスペースを構造化 40

事例7 (生活介護) 44

ケース 7-1 トイレから出ない >>> タイマーを活用、生活全体へもアプローチ 44

ケース 7-2 集団が苦手、他害行為 >>> 指示理解チェックと生活者記録から支援を見直し 48

事例8 (多機能型) 52

ケース 8-1 支援員の制止に暴力 >>> 行動記録と理解度チェック後、ワークシステムを使用 52

ケース 8-2 給食時などの確認行為 >>> フィニッシュボックスなどで流れを作る 54

事例 9 (障害児入所)	55
ケース 9-1 本人評価を経た「洗濯物干し」の実践	55
ケース 9-2 本人評価を経た「洗濯する衣類運び」の実践	58
事例 10 (障害者支援施設／生活介護)	61
ケース 10-1 食事が待てない>>> 食事前の流れの構造化	62
ケース 10-2 多動>>> スキルチェックと活動場所の見直し	63
ケース 10-3 作業場の構造化	64
ケース 10-4 手順書の作成	65
事例 11 (障害児通所)	66
ケース 11-1 登園後のカバン整理と「待つ」場所の工夫	67
ケース 11-2 集団生活場面の工夫と個別児童へのカード活用	68
ケース 11-3 絵本選びと設定あそび・制作の支援	70
事例 12 (障害者支援施設／生活介護)	72
ケース 12-1 相性のよくない利用者とトラブル>>> 居室での余暇活動の充実	72
事例 13 (生活介護)	76
ケース 13-1 職員への要求が強い>>> 本人評価と行動記録から対応見直し	77
ケース 13-2 缶作業の構造化	80
ケース 13-3 移動が苦手、着替えにこだわり>>> タイマーやカゴの活用	82
事例 14 (多機能型)	87
ケース 14-1 目標を設定し、伝わる・見える・自分からできるワークシステムを構築	87
事例 15 (障害者支援施設／生活介護)	95
ケース 15-1 行動観察と本人評価からスケジュールを作りワークシステムを導入	95

III 資料：施設訪問コンサルテーション事業実施要項..... **101**

おわりに.....	106
-----------	------------

「施設訪問コンサルテーション事業」について

1 「施設訪問コンサルテーション事業」実施の経緯

平成20年1月に当一般社団法人大阪知的障害者福祉協会（以下、大阪福祉協会）会員施設である知的障害者更生施設での虐待事案が大きく報道された。その内容は重度知的障がいのある人への暴力的な対応が常態化していることである。利用者が支援者の指示に従わないのは「利用者になめられているからだ」と「支援」という名の下、利用者へ力で抑える身体的暴力が当たり前のこととされていた。

重度知的障がいのある人の示す問題行動への理解の欠如である。問題行動は個人と環境との相互作用の結果（不調和）であると認識しなければならない。環境（人的環境も含む）調整をすることで問題行動は除去あるいは軽減されるものであること、障がいの有無にかかわらず一人の人間として尊厳を守ることなど、障がい者支援に携わる支援者としての最低限の専門性や人権意識の欠如であった。

人権侵害はどこの施設でも起こりうる可能性があり、虐待と認識されていない行為が実は虐待であったなど、会員施設全体の問題と捉え、支援者の専門性の向上に取り組むことになった。そこで、平成20年度に「問題行動への理解と支援」をテーマに総論（1回）と具体の事例を通じての支援のあり方（小集団による3回シリーズ）を学ぶ研修会を実施した。この研修を通じて支援者の意識の変化、支援のありようで利用者が変化することを学ぶことができた。

次のステップとして、それぞれの施設の支援する利用者や組織的支援体制・物理的環境には違いがあり、それぞれの施設が直面する課題に対してより具体的、かつ効果的に助言、支援できる「施設訪問コンサルテーション事業」を企画した。「施設訪問コンサルテーション事業」の実施にあたっては、研修会の講師として全面的にご支援いただいていたNPO法人自閉症eサービス（以下、自閉症eサービス）理事長中山清司氏に、引続き事業の内容等について全面的にご支援をいただくことにした。また、施設訪問コンサルテーション費用については、大阪知的障害児者生活サポート協会から助成をいただき、実施に至った。

2 「施設訪問コンサルテーション事業」内容

①「施設訪問コンサルテーション事業」を平成21・22・23年度の3ヵ年事業とする。②施設利用者の生活の質の向上を目指して、現場の支援者の専門性の向上と組織的な支援体制・物理的環境の整備に寄与する。③虐待事案のあった施設にはこの事業を受けることを推奨する。④コンサルテーションを受けた施設からの報告書をまとめ、全会員施設に還元する。以上4点を確認しスタートすることにした。

（1）内容

○支援者養成トレーニングセミナー（4日間）

コンサルテーションを受ける対象施設の支援者は受講が必須。

○施設訪問コンサルテーション（5日間）

概ね月1回、自閉症eサービスから専門スタッフが対象施設に出向き、助言等を行う。(具体的対応方法や環境整備、評価から個別支援計画の立案等について)

(2) 対象施設の選定について

全会員施設に「施設訪問コンサルテーション事業」の実施要項(p.102～参照)を会員施設に配布し、希望する施設を募る。応募施設から毎年5施設を大阪福祉協会(安本会長・智原権利擁護委員長)と自閉症eサービス(中山理事長)と協議のうえ候補施設を選定し、大阪福祉協会役員会で次のとおり5施設を決定した。

年 度	応募施設数	コンサルテーション実施施設数
21年度	15施設	5施設
22年度	12施設	5施設
23年度	10施設	5施設

(3) 費用(1施設につき)

- 支援者のトレーニングセミナーに掛かる費用(5万円)は対象施設の負担(22・23年度のみ)。
- 施設訪問コンサルテーション費用(21年度は10万円、22・23年度は15万円)は大阪福祉協会から対象施設にそれぞれ助成。

3カ年に亘っての事業を通して、虐待のあった3施設を含め15施設が「施設訪問コンサルテーション事業」を受けた。結果、支援者の意識の変化、環境(人的環境も含む)整備をすることにより、利用者の状態が変化した。これまで利用者の問題行動であると認識していたことが、実は支援側の問題だったことに気づいたこと、そこに至るプロセスにおいて支援者間のコミュニケーションを密にし情報の共有化を図らなければならないこと、そしてPDCAのサイクルで改善活動を進めていくことなどを体験したことがこの「施設訪問コンサルテーション事業」の成果といえる。

今後も各施設現場への支援は何らかの形で継続させたいと考えている。それは知的障がいのある人たちが人権を尊重され、豊かな、かつ安心・安全な生活を保障されるためには、支援に携わる人材の育成が重要であり、その一翼を担うのは大阪福祉協会のミッションと考えているからである。

平成22年に発行した「一障がいのある人の尊厳を守る一虐待防止マニュアル」と今回の「支援のありようで利用者が変わる一施設訪問コンサルテーション事例集一」を併せてご活用いただければ幸いである。

平成25年1月

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 会長
安本 伊佐子